

アメリカ・インディアン犯罪の 特殊性について

伊 藤 聰

キーワード

国内植民地 internal colonialism

文化の相違 cultural differences

人種偏見・差別 racial prejudice and discrimination

アルコール alcohol

貧困 poverty

序

現在のアメリカ・インディアン¹⁾による犯罪について論ずる場合、さまざまな問題点を考慮に入れなければならない。後の項で順次詳しく述べるが、「インディアン」の定義から、歴史上インディアン各部族とアメリカ政府との間で結ばれた条約における権利、彼らが置かれた社会経済状況、そして、犯罪の直接的な原因や動機に至るまで、問題は複雑であるといえる。犯罪統計

を列挙するだけでは真の姿は見えてこない。また、アメリカにおける犯罪というと、まず黒人が頭に浮かぶが、実際、犯罪に関する調査研究は黒人対象のものが多い。インディアン犯罪はほとんど取り上げられていないといっても過言ではない。Straus は、その黒人の犯罪でさえ、それが白人にとって脅威になる場合にのみ取り上げられるとしている。そして、それはインディアンの場合にも当てはまるという²⁾。また、Silverman らは、アメリカでは犯罪と司法に関する先住民の諸問題は軽視されてきた、と主張している³⁾。本稿では、限られた資料に基づき、インディアンによる犯罪のおよその状況を論ずることになる。

1. インディアン・白人関係略史—法的側面を中心に—

アメリカ・インディアン犯罪について考える場合、まず、白人が征服者でありインディアンが被征服者であるという関係を押さえた上で、白人との複雑な歴史的関係をきちんと見ておく必要がある。その関係は多民族国家アメリカの他の民族とは大いに異なるものである。現在のインディアンは犯罪や司法を含め、生活の多くの側面が連邦政府および州政府との関係に基づいて規制されているが、これも両者の歴史的関係によるものであることが多い。

白人との接触以前は、インディアン各部族はそれぞれ独自の「法」を持っていた。例えば、チェロキー族社会には警察も裁判所も成文法もなく、その独特の精神と価値体系といえるものが、調和の取れた日々の生活スタイルを維持するのに役立っていた。その社会は慣習によって秩序が維持され、正式の法形式は存在せず、部族構成員の総意により決定され、施行されていた。

植民地時代は、各植民地が独自の対インディアン政策を持ち、各部族と条約を結んだ。新連邦政府はこれを中央集権化し、インディアン各部族と直接条約を締結した。州にはほとんど何の権限もなかった。1871年には条約政策は終了したが、それまでに締結された 371 にのぼる条約は廃止されることは

なかった。それにより政府は縛られることになり、逆に各部族はこれらの条約を根拠にしてその後の復権運動を展開することになる。

これらの条約には共通の状況がある。部族の土地を連邦政府に割譲するかわりに、白人開拓者には不要の砂漠や岩だらけの土地がいわゆる「インディアン居留地」として与えられ、そこでの自治政府の権利が認められた。犯罪について、居留地その他のインディアンの土地（以下「インディアン・カントリー」と称する。*Indian Country*は連邦政府の法律用語である）における非インディアン（non-Indians）の犯罪およびインディアンと非インディアンの間の犯罪に関しては連邦政府が管轄権を有する。州は何らの管轄権限も与えられない。インディアンの各部族政府は、インディアン・カントリーにおける部族民の犯罪に関してのみ権限を持つ。

南北戦争後、インディアンを白人・キリスト教文化に強制的に同化させるために「同化政策」がとられ始めると、連邦政府は1885年に「重大犯罪法」を成立させ、インディアン・カントリーにおける殺人等の重罪は連邦政府が管轄するとした。その後同法の対象犯罪が拡大し、インディアンの法制度は弱体化する。

同化政策の失敗により、インディアン・カントリーは疲弊してゆく。政府はインディアンの教育や経済、福祉などに力を入れようとするが、効果を見るには至っていない。1928年の「メリアム報告」によると、インディアン乳幼児の死亡率は白人の3倍、居留地住民の1人当たりの収入は白人の約7分の1である。

「インディアン再組織法」（1934年）では、各部族が連邦政府の制度に似せた法制度を確立してゆくことを条件に、さらなる自治を認めるよう意図されていた。しかし、「同化」の圧力が引き続いたことや、この法律の意図とは裏腹に実際には自治政府には権限や予算が伴わず、うまく機能しえなかった。当法律に最初から反対した部族は約27%あり、彼らにとってはこの法律のはじめから決まっていた結論は「同化」である、といわれている。

1953年の「公法280」により、インディアンに対する刑事上、民事上の州

政府の権限が強化される。連邦政府はインディアンとの関係を断つ事を望んだのであるが、そのために「連邦管理終結政策」を実施する。しかし不成功に終わる。この政策は、条約で保証された医療、教育、その他の財政援助などを中止する、また土地に課税するなど、連邦政府がインディアンに対して負うべき責任を反故にすることを企図したものである。これにより、例えば、部族として自立していたメノミニ族は徐々に衰退していった。

ケネディ大統領は 1961 年から 1963 年までの在任期間中、インディアン政策に力を入れたが、1963 年の「インディアン経済報告」によると、収入は全国平均の 4 分の 1 から 3 分の 1、失業は 4.5 倍、教育水準は半分、平均寿命は 3 分の 2、という状況である。

「アメリカ・インディアン公民権法」(1968 年)は先の「インディアン再組織法」とともに、部族政府が連邦の制度に従うよう圧力をかけるようになった面があるが、部族法は連邦の法律とは異なる独特の性格を持っており、現在でも部族政府はこの部族法により人々を統治しようとしている。

現在の連邦裁判所判決や連邦法は、部族自治を強く支援していることが多い。憲法の権利章典は部族政府の行動には適用されない。部族自治権が制限されるのは、非インディアン(non-Indians, 前出)や当該部族のメンバーではないインディアン(nonmembers, nonmember Indians)が関係する事件などに限られる。しかし、インディアン・カントリーにおける彼らの犯罪は極めて多く、彼らに対して部族政府に法権限がないことは大問題となっている。このことに関して「全国アメリカ・インディアン会議」は次のように批判している。「非インディアンは居留地へ出かけ、逮捕や裁判という実力行使を心配することなく、好きなように振舞うことができる」⁴⁾。

部族の自治権をさらに強固なものにするために、連邦裁判所はインディアン・カントリーにおける州政府の介入を拒否する。

最近まで連邦議会も部族自治を認め、支援してきた。1960 年代にはインディアン自身による復権運動が活発になり、その影響もあって連邦政府の政策も「インディアン民族自決政策」へと変わった。1975 年に連邦議会は「イン

ディアン民族自決および教育援助法」を成立させた。これによりインディアンは自分達を厳しく管理・規制してきた内務省の「インディアン局」から徐々に解放され、積極的に自立の道を探るようになる。

しかし、民族自決への道は始まったばかりである。法的立場は連邦政府と州政府の間で相変わらず複雑なままであり、インディアン局の影響もいぜんとして残っている。前途は必ずしも明るくはない。19世紀末、インディアンがほとんど被征服の状態になって以来、連邦政府が実施してきた政策はインディアンの状況やその文化を考慮しないものであったために失敗を重ね、ついに「民族自決政策」へと至るのであるが、20世紀末の多くのインディアン居留地の状況はひどく、次のとおりである。貧困率は全国平均の2倍以上、失業率は50%以上、住居の約4分の1が標準以下である。慢性的な失業は多くのインディアン家族の中で、アルコール中毒、家庭崩壊、暴力と並んで1つの悪循環を形成しているともいえる。これらの各要素が多かれ少なかれ各種の犯罪の要因となってくるのである。

Bachmanによると、Blaunerのいう「植民地の4つの構成要素」（強制的無意識的開始、文化変容、支配、人種差別主義）に由来する「国内植民地」の過程がヨーロッパ人によるアメリカ・インディアンの征服に当てはまる。アメリカ・インディアンはヨーロッパ人によって野蛮化され、搾取され、差別され、駆逐され、時には絶滅させられてきた⁵⁾。この「国内植民地」の結果が、先述のような現在のインディアン居留地の窮状であるといえるのではないか。

II. インディアン犯罪の実状について

既に述べたように、実際の調査・研究が不足していること、また調査自体の難しさにより、アメリカ・インディアンによる犯罪の全体像を明確に示すことは容易ではないといえる。Armstrongらは、インディアン犯罪に関する

調査の難しさについて次のようにまとめている⁶⁾。「各部族の間にある文化・言語・習慣・伝統の多様性が、インディアン犯罪や非行に関する総合的な傾向やパターンの全国レベルでの組織的調査を困難にしている」。また、Bachman は調査の困難さの1つに、「インディアンとは何か」の定義があいまいである点を挙げている⁷⁾。国勢調査では、インディアンの定義は「生物学的な」ものではなく、自己証明（実情は「自己申告」）制になっている。その結果、1980年の国勢調査では、インディアン人口は10年前と比べて71%も増加している。1990年には、各州で20-75%の割合で増加しており、特にアラバマ州では117.7%の増加をみている。

本項ではまず、Silverman⁸⁾に基づいて、実際の犯罪状況を見ていきたい。

100,000人当たりの逮捕率（原文は *arrest rates*⁹⁾ となっているが、「被逮捕者数」のことだと思われる）に関するいろいろな調査が次のようにまとめられている。ここで逮捕率とは、「(被逮捕者 x 100,000) / 人口」として示されている。これらの調査で使用された資料はすべて国勢調査と FBI の Uniform Crime Reports（以下、UCR）である（カッコ内は調査者および発表年）。

調査年	インディアン	黒人	白人
1950 (Reasons, 1972)	3,492	1,957	572
1959 (Reasons, 1972)	26,931	7,507	1,730
1960 (Stewart, 1964)	15,123	5,908	1,655
1968 (Reasons, 1972)	36,584	12,256	3,271
1970 (Jensen 他, 1977)	27,535	7,715	2,423
1985 (Flowers, 1988)	7,859	10,273	3,896

犯罪の内容を含めた特徴点は次のように示されている。

- 1) 1985年は黒人の逮捕率が最も高いが、この年を除いて、インディアンの逮捕率は他の2者より何倍も高い。

- 2) 1970年と1985年の間にインディアンの逮捕率が大きく減少している。Flowers は、犯罪に関するデータが不完全で、かつ裁判制度に差別がある、と説明している。
- 3) いずれの調査も、インディアンのアルコールに関係した犯罪は他の2者よりも多い、との結果を得ている。Reasons によれば、これは白人の20倍以上、黒人の9倍である。Jensen らは、これを白人の22倍、黒人の7倍である、としている。
- 4) 1968年のインディアンの逮捕率は極端に高い。しかし、特に説明はなされていない。
- 5) Silverman によれば、逮捕率は犯罪のほんの一部分を示しているに過ぎない。理由は、例えば、強盗事件の約90%の犯人が未確認のままである、ということである。

UCR 自体が示す 1990年の100,000人当たりの逮捕率は、インディアン6,257人、黒人10,752人、白人3,862人である。

次に、判決による刑期および服役期間の長さを、白人とインディアンを対象に、カリフォルニア、ミネソタ、ノース・カロライナ、ノース・ダコタ、アリゾナの5州で実施したBachman らによる調査の結果を紹介する¹⁰⁾。

概して、インディアンは白人と比較して、刑の言い渡し期間が長く、そして服役期間も長い。しかし、ノース・ダコタでは、暴行、強盗、窃盗、公共の秩序に違反する罪において白人の方が刑期が長い。殺人、性暴力に関しては、両者とも同一の刑期である。また、アリゾナでは、強盗や窃盗を除いて白人の方が刑期が長い。ミネソタでは、インディアンは白人に比較していろいろな意味で法的にかなり厳しく取り扱われている。

興味深い見方がアリゾナについてなされている。この州では殺人などの暴力犯罪については、白人がインディアンより長期の拘束刑を受けている。インディアンによる殺人の被害者はインディアンである場合が多く、それは深刻さの度合いが極めて低いと考えられ、判決もそれに応じて短期刑であり、一方、その被害者が白人であったとするとその深刻さは高く、犯人であるイ

ンディアンはより長期の拘束刑を受ける， というのである。

Esqueda らは，“drunken Indian”という歴史的な対インディアン偏見などが， 犯罪被疑者であるインディアンに対する有責性を判断する場合に悪く影響する， としている¹¹⁾。例えば， アルコールに関する偏見（後述）により， インディアンによる飲酒の上の犯罪に対しては有責性は高くなる， という。

次に， 犯罪の種類別の統計（1987-1992）をみてみたい。インディアンの逮捕率を白人， 黒人， 全国平均の 3 者と比較した Silverman によるものである¹²⁾。

- 1) 暴力犯罪は， 全国平均よりほんのわずかに少ない。黒人と比べると 3 分の 1 以下であり， 白人よりわずかに高い。殺人のみを取り上げてもほとんど同様の割合である。
- 2) 財産犯罪は， 10 万人に対して 818 人から 960 人であり， 白人よりほぼ 50% 高く， 黒人と比較するとその半分である。全国平均と比べると約 30% 高い。
- 3) 酩酊犯罪¹³⁾ については， インディアンの逮捕率は他のグループより極めて高い。1987 年で 100,000 人中 914 人， 1992 年で 646 人とその率は年々減少している。その理由は明確には説明できない， としている。率の最も高い 1987 年では白人の 4 倍， 最も低い 1992 年でさえ白人の 2.5 倍である。
- 4) 酒酔い運転の逮捕率はインディアンがもっとも高く， 100,000 人中 705 - 830 人で， 白人と比べると 30 - 40% 高い。最初の数年は減少傾向であるが， 最後の年に向かって急激に増加している。その理由は明らかではない， としているが， 他の調査も同様の結果を得ている， という。
- 5) 酒類犯罪については， インディアンの逮捕率は他のどのグループと比べても非常に高い。数字は年によって大きく変動している。1987 年には 100,000 人中 614 人であったものが， 1988 年には 525 人， 1990 年には 650 人， 1991 年には 503 人と下がり， 1992 年には 567 人と再び増加している。これを黒人と比べると約 300% 高い。白人と全国平均の数字は

似ており、黒人よりやや高い。

6) 麻薬乱用に関しては、インディアンの逮捕率は調査期間中に大きな変動はない。被調査者全者の中で最低であり、白人の約70%、黒人と比較すると11%に過ぎない。1989年をみると、インディアンの逮捕率は100,000人中170人であるのに対し、黒人は1,501人である。

7) 殺人は、白人が100,000人中3.5-4人であるのに対しインディアンは5-7人であり、白人より約70%高い。一方、黒人の逮捕率(30人)のわずか20%ほどに過ぎない。全国平均と比べるとわずかだがインディアンが少ない。

殺人との関わりで「自殺」について考えてみたい。自殺は「自分自身を殺すこと」であり、一種の殺人であると捉えることができる。Bachmanは、暴力行為の両極端として「自殺」と「殺人」を挙げ、それぞれを「内向的暴力行為」、「外向的暴力行為」と呼んでいる。彼のインディアン・白人・黒人の3者の自殺率に関する調査¹⁴⁾によると、1965-1983年の間、インディアンの自殺率は70年代末から80年代にかけてやや白人より少ない点を除けば、概して最も高い。Bachmanはさらに、「自殺・殺人割合」[自殺率/(自殺率+殺人率)]を算出し、それぞれの次のような特徴を導き出している。インディアンの「自殺・殺人割合」は調査期間中0.5前後で推移している。このことは、インディアン社会では殺人と自殺は同じ類の暴力行為として認識されていることを意味する。他方、白人の場合その割合は0.75前後で大きな変化はなく、殺人よりも自殺に向かう傾向がある。つまり、白人は「内向的」であるといえる。逆に、黒人は平均0.14でやはり期間中に大きな変化はなく、自殺よりも殺人を犯す傾向があり、「外向的」である、としている。Bachmanは、これらの特徴はそれぞれの「サブ・カルチャー」から生まれていおり、さらにそれは、それぞれの人種の社会的、経済的、政治的歴史の違いに原因がある、とする。このインディアンの「サブ・カルチャー」は第I項で取り上げた「国内植民地」の生成過程で生まれたものであろうか。

インディアンの犯罪を他の人種と比較して考える場合、自殺の問題を同時

に考慮しないと、インディアン犯罪の原因となる劣悪な経済社会状況を十分に理解できず、その結果、犯罪を減らすための対策をも誤る恐れがある。

先の **Silverman** の調査からインディアンによる犯罪の多くが飲酒と関係していることがわかるが、**Bachman** のある刑務所における調査（対象は殺人犯である 30 人のインディアン）では、97%がアルコールの影響があったという¹⁵⁾。ただ、全国レベルの統計がないので一般化はできない、としている。

前にも触れた“**drunken Indian**” はよく知られた対インディアン偏見であるが、これが生まれる過程は歴史的なものである。多くの部族は飲酒の習慣をもっていなかった。白人との接触が始まって以後、物々交換などで白人がもたらしたものである。しかも、そのアルコールは粗悪なものが多かったといわれている。もともと飲酒の習慣がなかったインディアンにとっては「有毒」であったといえる。白人に征服されて以来、文化や歴史を否定され、貧困下で生きる過程で、特に若者はアルコールへ逃避するようになる。**Beauvais** の調査によると、中高校生のアルコール常用者の割合は、1980 年以後減少の傾向があるが、1988-1990 年では 74%であり、非インディアンと比べるとかなり高い。小学校 4-6 年生でさえ同時期のアルコール常用者は 21%である¹⁶⁾。**Davis** によると、アルコール中毒者数を全国平均と比較すると、5.4-7.6 倍である。ただ、インディアンがアルコールに弱いという科学的証拠はないし、アルコールに絡んだインディアンの行動が独特のものではなく、他民族と多くの共通性がある、と彼は主張している¹⁷⁾。

Ⅲ. インディアン犯罪に関わる特殊事情

これまでみてきた中で、インディアン犯罪は飲酒と大きく関係しているという特殊な事情が明らかとなった。本項では、**Silverman** の主張を取り上げることによって、その他の特殊事情を考えてみたい。それによると、犯罪統計の難しさが次のように説明されている¹⁸⁾。

アメリカ・インディアン犯罪の特殊性について

- 1) UCR は各地の警察署が集めた資料を FBI がまとめた犯罪統計書であるが、警察による逮捕率自体が低い。例えば、殺人事件でさえその逮捕率は3分の2である。
- 2) 多くのインディアンが住む居留地等の地方の資料が不十分である。インディアン局のデータを使用したある研究では、UCR はインディアンの逮捕数の50%以上を見落としている、と指摘している。
- 3) 「人種」の判断が不明確である。この判断は現場の警察官が見た感じになされることが多い。
- 4) 一部の所轄地域では、「逮捕報告書」に「インディアン」というカテゴリーがなく、警察官はインディアンを見た感じだけで「その他」または「白人」と記載することがありうる。
- 5) 人口に関する資料は国勢調査によることが多いが、ここにも問題点がある。「人種」欄は各被調査者が判断することになっているが、「人種」の分類が難しい。1990年の調査では980万人が未記入であった。例えば、父親がヒスパニックで母親がチェロキー族の場合は「人種」は何に該当するのであろうか。(人種の判断の難しさは他でも触れられている。5ページ参照)

次に、先述のようにインディアンを取りまく社会経済状況や司法状況のひどさを考慮する必要がある。そこには、以下のような状況が存在する¹⁹⁾。

- 1) 差別。それは個人的レベルから社会的、政治的レベル、さらには法適用上の差別にまで及んでいる。
- 2) 文化の相違。西欧文化とインディアン文化の違いはあまりにも大きい。現在のインディアンは独自の新しい刑事司法システムを発展させつつある。
- 3) 特別な法的地位にある。各部族は憲法の枠内で基本的に自治権を持っているが、インディアン・白人関係の歴史的な複雑さのために部族、州、連邦という3つの司法システムに関わらざるをえない。

- 4) 司法制度内におけるインディアン犯罪者人口の割合が多すぎる。例えば、アラスカでは人口の 15.6%がインディアンであるが、州刑務所人口はインディアンが 31%を占めている。
- 5) 一方、司法制度の中でインディアンの職員が占める割合はきわめて小さい。

さらに、多くのインディアンが一般多数者社会から孤立している事から生じる次のような状況も合わせて考えなければならない²⁰⁾。

- 1) 西欧の法，裁判制度にうとい。
- 2) 法教育，人権教育を受けていない。
- 3) 教育の不十分さのために，多数者社会の言語である英語の力が不足している。
- 4) 法的援助について無知である。
- 5) 貧困のため，弁護士費用や罰金，保釈金などの支払いができない。
- 6) 犯罪を誘発するような状況を改善するための方策を知らない。

前述の **Bachman** の刑務所における調査において，多くの殺人犯は自分が育った厳しい社会経済環境について語っている。また，実際の警察による取調べや，裁判の過程で経験した偏見や差別をも明らかにしている²¹⁾。

以上みてきたように，アメリカ・インディアン犯罪をとりまく状況はきわめて複雑であり，かつ特殊である。アルコール問題，人種差別や偏見，不十分な教育，失業，貧困など，そのすべては征服者である白人と被征服者であるアメリカ・インディアンとの間の特殊な歴史的関係に由来するといえる。

結

アメリカ大陸の先住民族の 1 つでありながら、アメリカ・インディアンの法的な立場はいぜんとして厳しいのが現実である。すでに多くのインディアンがアメリカ社会で「成功」し、また、多くは居留地などの伝統的社会にとどまり、重要な役割を果たすようになってきていることを忘れてはならないが、他方で、アメリカ建国の負の遺産を背負いながら多くのインディアンは苦しんでいる。全体的にみると 21 世紀の現在も他のどの民族と比較しても、社会経済状況は最も低い位置にある。それが法的地位の低さへとつながり、それにより一部のインディアンは犯罪に走ることを余儀なくされている。

インディアンによる犯罪を減らすには、この社会経済状況を改善することがまず重要である。それによって、もともと多くの条約で認められながらも軽視されてきた自治権も次第に回復され、さらには、アルコール中毒や人種差別などの犯罪の諸要因も減り、そして犯罪そのものも減少してゆくことが期待される。そのためには、「インディアンと連邦政府・州政府が共にこれまでのインディアン政策についての認識を変えることが肝要である」と Vine Deloria, Jr. は主張している²²⁾。

1960 年代の公民権運動の広がりとともに、インディアンの復権運動も高まりを見せてゆく。多くの新聞や雑誌が発行されるようになり、また、「全国アメリカ・インディアン会議」、「全国インディアン青年協議会」、「アメリカ・インディアン運動」などの活動団体の結成が相次ぎ、活発な運動を展開するようになってきている。「アメリカ・インディアン運動」は、もともとインディアンが居住していた島で、一時期は連邦刑務所であったアルカトラズ島を 1969 年に占拠して、約 1 年半居住しながらインディアンの窮状と権利回復を全国に訴えた。このような状況の中で、インディアン活動諸団体や各部族は条約上及びその他の権利に基づいて、すでに多くの運動や裁判を起こしている。一部は土地返還や信教の自由、さらには漁業権、狩猟権の再確保などにおいて勝利を獲得した部族も出始めている。

刑務所によっては、インディアン服役者達による運動が実り、刑務所内でのいろいろなインディアンの文化的・宗教的行事が認められるようになってきている。例えば、インディアン言語講座、宗教指導者らの講演、時には実際の宗教行事が催されている。このことがインディアンとしての誇りや自尊心を高める結果となり、さらに、これまで犯罪を繰り返すことが少なくなかった服役者の減少をみるなど、真の更生へとつながっている。一方で、刑務所側のインディアンに対する理解を高めるために、刑務官や管理者に対してインディアン文化などについての教育も行なわれている。当然ながら、刑務所においてばかりでなく、広くアメリカ社会が教育などを通してアメリカ・インディアンの歴史や文化を真に理解することが望まれる。他方、インディアン子弟の教育をインディアン自身のものに取り返す必要もある。

既述のように犯罪統計の難しさはあるが、2000年の国勢調査²³⁾から数字を拾ってみると、それぞれの全人口に対する被逮捕者数の割合は、インディアンが4.2%、黒人が7%、白人が2.8%である。第II項の表にある数字と比較して、インディアンにとっての状況は改善されているといえるのか、容易には判断できないところである。ナヴァホ族裁判所長 Robert Yazzie の次の言葉で本稿を締めくくりたい。

「犯罪とは何か？それは一種の病であり、現代生活における先住アメリカ人の伝統的価値観の否定である。解決策は外部者によるさらなる権力や支配ではなく、地域管理下における地域社会の慣習の中に存在する先住民の知識を活用することである」²⁴⁾。

注

- 1) 筆者がなぜ「アメリカ・インディアン」という呼称にこだわるかについては、たびたび説明してきた(例えば、『泉』第10号、愛知学泉大学文人研究会、1996年3月、222-227ページ)。最近やや複雑な状況も加わってきたのでここでも繰り返す。

公的に「インディアン」とは、1988年の「インディアン教育法」第5351条第4項に規定された者で、イヌイト一同法では「エスキモー」とアリュートを含む。本稿でたびたび引用するNielsenとSilvermanは“Native American”の語を用い、その中にハワイ先住民を含めているが、ハワイ先住民は本稿で使用する資料には含まれていない。現在「はやり」の「先住アメリカ人」はハワイ先住民やその他のアメリカ領太平洋諸島先住民も含むので、「インディアン」の代わりに使用するのとは全く適切とはいえない。「先住アメリカ人」という語は英語の“Native American”から作られたものであろう。直訳すると「原住アメリカ人」となるのだが、「原住」という表現は差別的にみられるのであえて「先住」としたものと推測できる。これがきわめて短絡的である。「先住」とした場合、さらにそれより「先に住んでいた」人々を駆逐して新たに住むようになった、ということも想定されうる。現に、後でもふれる台湾原住民の復権運動に対して、民進党副総統は、「原住民はこの島の最も早い住民ではない。台湾の真の先住民は“倭黒人”だ」とし、伝説の倭人“倭黒人”を利用して、原住民のオリジナリティを否定しようとしている（『世界』2005年4月）。この記事のタイトルは「台湾先住民は何を望んでいるか」となっているのに対し、サブタイトルは「原住民立法議員に聞く」となっており、レポーターないし編集部の抱える矛盾が浮き彫りになっている感じである。

2001年2月28日付けの某新聞には、筆者にはショッキングな記事の部分的「差し替え」があった。偶然に発見したのであるが、それは台湾の「先住民族」の母語教育に関するもので、松阪（三重県）で見た記事は、サブタイトルも本文の用語もすべて「原住民」となっていたものが、愛知県で見たものはそれらがすべて「先住民」となっていたのである。これも短絡的であるといえる。すでに、台湾原住民族は自分達こそ台湾の元来の住人であることを主張するためにあえて自らを「原住民」と呼び、10数年にわたる運動の結果、この語が定着していったといわれている。先の新聞の編集者達はこのことを知っていたのかどうかは定かではないが、「問題を起こしたくない」との意識が働いたのではないか。あるいは、「松阪版」を読んだ人が新聞社に「抗議」したのか。マスコミこそ、筒井康隆のいう「言葉狩り」に単純に屈することなく、差別語を使用された人々の痛みを理解しながらも、一般の人々に

対し、このような「差別語」といわれる言葉の使用の背景や歴史を十分に理解させ、その意識の変革をし、本来の意味を定着させる努力をするべきではないか。「原住民」という語も、歴史的には差別的に使用されてきた“native”という語も、どちらも本来の意味は「もともとからその土地に居住している人々」である。

「野蛮なインディアン」というイメージを普及させたハリウッド製西部劇映画が最近時にテレビ上で放映される。ここでも、翻訳する場合に「言葉狩り」に安易に屈していることが多いようである。“Indian”(時には侮蔑的に使用される“Injun”も含めて)はすべて「先住民」と訳されていると思われる。1つの例として「大いなる勇者」(原題“Jeremiah Johnson”, 監督シドニー・ポラック, 製作年1972)を取り上げてみたい。(残念ながら放映年月の記録がないが、過去に放映されたものを「旧」、最近のものを「新」とする。)“Indians”は、「旧」が「インディアン」, 「新」が「先住民」, “squaw”(インディアン語からの借用語で「インディアン女性」の意味)は、「旧」が「インディアン女」, 「新」では単に「女」となっている。部族名はどちらもカタカナとなっており、「族」をつける場合とそうでない場合がある。ここまで単純に、「言葉狩り」に屈する必要があるのであろうか。

そもそも「アメリカ・インディアン」という表現はコロンブス以来の誤称であるというのは間違いではない。しかし、これまでの継続的な使用により定着しているし、法律にも政府の公的文書にも使用されている。それを北アメリカ大陸の一先住民の総称として使用し権利回復運動に資するべきである。その詩や小説で複数の賞を受けているスポークーン/クーダレーヌ族出身の作家 Sherman Alexie (1966-) は、“Native American”というのは白人リベラルが作った表現であるとしてこれを避け、“Indian”という表現を使用している。筆者はこの作家の意見に全く同意する。

本稿で引用する著者はいろいろな表現を用いている。例えば、先の Nielsen らは Native American (黒人は African American, 白人は White), Bachman は American Indian (同 Black, White), C.W.Esqueda は Native American (同 African American, European American), N.R.Kleinfield, M.L.Lobb, N.B.Duthu, T.Bynum らは American Indian を使用している。これらの著者の使用いかんに関わらず、本

稿では、統一するためにもあえて「インディアン」または「アメリカ・インディアン」、さらには「黒人」「白人」という表現を使用する。

- 2) Straus, Murray A., *Foreword* in Ronet Bachman, *Death and Violence on the Reservation: Homicide, Family Violence, and Suicide in American Indian Populations*, Auburn House, Westport, CT., 1992
- 3) Marianne O. Nielsen and Robert A. Silverman, *Preface and Acknowledgments* in Nielsen and Silverman ed., *Native Americans, Crime, and Justice*, Westview Press, Oxford, 1996
- 4) Noyes, Henry, S., "A 'Civil' Method of Law Enforcement on the Reservation: in Rem Forfeiture and Indian Law," *American Indian Law Review*, Vol.20, No.21, 1995-96, p.308. 「全国アメリカ・インディアン会議」は 1944 年に設立された活動団体で、インディアンの権利回復運動に大きな役割を果たしている。
- 5) Bachman, op.cit., pp.36-37
- 6) Armstrong, Troy L., Michael H. Guilfoyle, and Ada Pecos Melton, "Native American Delinquency" in Nielsen, et al, ed., op.cit., pp.75-76
- 7) Bachman, op.cit., pp.3-4
- 8) Silverman, Robert A., "Patterns of Native American Crime" in Nielsen, op.cit., pp.58-74
- 9) Ibid., pp.58-65
- 10) Bachman, Ronet, Alexander Alvarez, and Craig Perkins, "Discriminatory Imposition of the Law" in Nielsen, et.al., op.cit., pp.197-208
- 11) Esqueda, Cynthia Willis, and Kristin Swanson, "The Influence of Alcohol Use and Crime Stereotypicality on Culpability Assignment for Native Americans and European Americans," *American Indian Culture and Research Journal*, Vol.21, No.2, 1997, pp.229-241
- 12) Silverman, op.cit., pp.66-72
- 13) 「酩酊犯罪」(drunkenness offenses) もその後の「酒類犯罪」(liquor offenses) もどのような犯罪なのかは説明されていない。前者は酩酊して、責任能力がない

状態で行なった犯罪、後者は酒類を違法に使用・販売・醸造するというような犯罪を指している、と考えられる。

14) Bachman, op.cit., pp.11-26

15) Ibid., pp.31-32

16) Beauvais, Fred, "Trends in Indian Adolescent Drug and Alcohol Use," in Nielsen, et.al., op.cit., pp.90-95.

本稿執筆中に、インディアンの若者による衝撃的な事件が新聞紙上で報道された。2005年3月21日、ミネソタ州のレッドレーク・インディアン居留地でチペワ族の高校生が銃を乱射して9人を射殺し、その後自殺した、というものである。複数の新聞で報道されているが、読売新聞は事件後(3月24日付け)、「現地ルポ」としてこの高校生が住んでいた居留地の状況を報告している。それによると、まず、サブ・タイトルに「失業、犯罪、、、すさむ居留地」とある。さらに、当居留地では失業が深刻であり、窃盗や薬物絡みの犯罪も多発している。そして、アルコールに依存する人も多い。当新聞は捜査関係者の話として、このような状況は全米各地に共通する問題であり、こうした事件はどこでも起こりうる、としている。筆者もこのような居留地の厳しい状況をこれまで述べてきたが、この捜査関係者の意見に必ずしも同意することはできない。少なくとも、居留地の深刻な状況が生み出されてきた過程は独特のものである、と考える。

17) Davis, Mary, M., ed., *Native American in the Twentieth Century, an Encyclopedia*, New York: Garland Publishing, Inc., 1994, p.25, 23

18) Silverman, op.cit., pp.60-61

19) Nielsen, in Nielsen, et.al., op.cit., pp.12-13

20) Nielsen, ibid., pp.16-17

21) Bachman, op.cit., pp.32-53

22) Deloria, Jr., Vine, "The Future of Indian Nations," in John R. Wood ed., *Native American Sovereignty*, Garland Publishing, Inc., New York, p.376

23) U.S. Census Bureau, U.S. Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States: 2003* (123rd edition)にも2000年の調査しか載っていない。

アメリカ・インディアン犯罪の特殊性について

24) Yazzie, Robert, *Foreword* in Nielsen, et.al., *ibid.*

[付記] 本稿執筆にあたり，元国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員の横山潔氏に多大のご教示を頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

(2005年4月1日脱稿)